

各社会福祉施設長 殿

徳島県保健福祉部

インフルエンザ流行情報について(通知)

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、これまでも特段の御配慮をいただいているところですが、今般、本県では11月16日から11月22日までに、定点医療機関から報告されたインフルエンザ患者の平均数が41.10となり警報の基準値を超えたため、インフルエンザ警報を発令しました。

保健所別には、徳島保健所管内、吉野川保健所管内、美馬保健所管内、三好保健所管内は、第46週(11/9～11/15)から継続して警報が発令されています。阿南保健所管内は、第47週(11/16～11/22)に警報が発令されました。

現在、インフルエンザのほぼ90%以上が新型インフルエンザと考えられます。

今後も感染拡大の可能性がありますので、貴法人におかれては、改めて、下記の事項について、御理解、御協力いただき、最新の正確な情報に基づき、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 利用者及び職員の健康状態を把握すること。重症化のおそれのある基礎疾患を有する者等については、特に注意を払って、インフルエンザ様症状の有無を確認するとともに感染予防の徹底を図ること。
2. 手洗い、うがい等の感染予防対策を徹底すること。また、面会者等の施設訪問者に対しても、感染予防のため、手洗い、うがい、咳エチケット等と呼びかけること。
3. インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合には、次の報告要件に基づき最寄りの保健所及び施設所管課に速やかに報告すること。

◇インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の報告要件◇

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、インフルエンザ様症状を有する者の人数、症状、対応状況等を最寄りの保健所及び施設所管課へ電話連絡する。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

・新型インフルエンザ関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

○徳島県ホームページ

・安心とくしま

<http://anshin.pref.tokushima.jp/home/index.html>

・介護保険についてのお知らせ 【重要】 新型インフルエンザ関係

<http://www1.pref.tokushima.jp/hoken/kaigo/kaigo/index.htm>